

「パリ協定」を早期に批准することに関する意見書（案）

異常気象や生態系の破壊など地球環境の温暖化が深刻化する中、人々の暮らしや生態系への影響に危機感が高まっている。このような中、国連気候変動枠組条約に基づき、平成27年12月に、2020年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。

パリ協定は、これまでの地球温暖化対策の枠組みである京都議定書を批准していなかった米国や、排出削減義務を負っていなかった中国等を含め世界のほとんどの国が参加し、世界的な平均気温の上昇を、産業革命以前に比べ2度未満に保つとともに、1.5度に抑える努力を追求するなど、温室効果ガスの排出抑制に合意した画期的な協定である。一日も早くパリ協定を発効させ、温暖化対策を軌道に乗せることが必要である。

パリ協定の発効には、批准国の温室効果ガス排出量が全体の55%以上になること及び55か国以上の締約国が批准することが必要となる。既に、本年9月上旬には、温室効果ガス排出量で世界第1位の中国と第2位の米国がパリ協定の批准を表明した。国際連合によると、同月21日の時点で、批准国は60か国に達し、総排出量の約48%を占め、今後も、更に批准国は増加する予定である。

日本は、世界第5位の排出国であり、本年5月のG7伊勢志摩サミットでは、議長国として各国にパリ協定の早期批准を呼び掛ける宣言を取りまとめた立場にあり、早期に批准することが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、本年9月26日から開催されている臨時国会において、パリ協定の批准のために必要な手続を進め、年内に批准するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成28年10月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
環境大臣

} 宛て